

# 忠岡町落書き行為の防止に関する条例（案）について【概要】

## 目的（第1条）

この条例は、落書きがまちの住環境を損ね、他の落書き行為又は犯罪を誘発するおそれがあることに鑑み、落書き行為の防止について、町、町民等、事業者及び建物所有者等の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、町民が安心して快適に暮らすことができる環境の確保に資することを目的とします。

## 定義（第2条） ～本条例中の語句の定義について～

- 落書き行為 公衆の目に触れる部分に、権限のある者の承諾を得ることなく、文字、図形、模様等を書く行為
- 落書き 落書き行為によって表示された文字、図形、模様等
- 町民等 町内に居住し、通勤し、通学し、若しくは滞在し、又は町内を通過する者
- 事業者 町内において事業活動を行う者
- 建物所有者等 建物所有者等 町内に所在する建物等を所有し、占有し、又は管理する者

## 落書き行為の禁止（第3条） ～落書き行為の禁止を定めます～

何人も、落書き行為を行ってはならない。

## 町の責務（第4条） ～町の責務を定めます～

- 条例の目的を達成するため、落書きを防止するための施策を講じます。
- 落書き行為の防止等について町民等、事業者及び建物所有者等に理解、関心を深めるように努めます。
- 町民等、事業者及び建物所有者等が主体的に行う活動の支援に努めます。
- 町が設置し、又は管理する公共施設において、落書き行為の防止に関し必要な措置を講じます。

## 町民等及び事業者の責務（第5条） ～町民等及び事業者の責務を定めます～

- 町が実施する落書き行為の防止に関する施策に協力するよう努めるものとします。
- 落書き行為を発見した場合、町に対して落書きに関する情報を提供するよう努めるものとします。

#### **建物所有者等の責務（第6条） ～建物所有者の責務を定めます～**

- 町が実施する落書き行為の防止に関する施策に協力するよう努めるものとします。
- 建物所有者等は、所有し、占有し、又は管理する建物等への落書き行為の防止に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

#### **勧告、命令等（第7条） ～勧告、命令等について定めます～**

- 町長は落書き行為を行った者に対して、落書き消去など必要な措置を講ずべきことを勧告することができます。
- 町長は勧告を受けた者が、勧告に係る措置を講じない場合は、落書きの消去など必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。
- 町が設置又は管理する公共施設で、落書きを行ったことで前項の命令を受けた者が、必要な措置を講じない場合は、町長は自ら必要な措置を講じ、その措置に要した費用を、命令を受けた者から徴収できます。
- 町長は町が設置又は管理する公共施設で、落書きを行ったものが特定できず、自ら必要な措置を講じた場合で、後になって落書き行為を行った者が特定されたときは、措置に要した費用をその者から徴収します。

#### **委任（第8条） ～委任について定めます～**

条例の施行に関して、必要なことは町長が定めます。

#### **罰則（第9条） ～罰則について定めます～**

第7条第2項の命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処します。